

旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)(追加給付分)

旭市長 殿

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	大正・昭和・平成・令和	旭市
	年 月 日	電話 ()
郵送先	(現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。)	

2. 申請者が属する世帯の状況 ※申請時の世帯の全員について記入してください。

●住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯に該当する場合には、下欄(□)に✓を入れてください。

【私の世帯は、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯です □】

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯に該当していても、本給付金の対象となります。

令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を給付することができません。

(フリガナ)	申請者との続柄	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	R5.1以降家計急変があった者
氏名					
1 (申請者)	本人		□現住所と同一 □異なる		
2		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		
3		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		
4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		
5		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		
金融機関コード				

ゆうちょ銀行	店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き下部に記載された店番・口座番号をお書きください。	店番	1 普通 2 当座		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、旭市社会福祉課社会班(電話 0479-62-5317)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、誓約・同意する場合、□にチェック(✓)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(家計急変世帯分)(追加給付分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の給付要件(※ア～エ)に該当します。
※給付金(家計急変世帯分)の給付対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア.世帯の全員が、令和5年度住民税非課税水準相当である。
イ.世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
ウ.世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいません。
エ.世帯の中に、他の市区町村から、本給金と同様の給付金等(※)を受給した者はいません。
※同様の給付金等…「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した給付金等
- ②既に旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(追加給付分)の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ③給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し給付するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、給付申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ④給付金(家計急変世帯分)の給付要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥この申請書は、市において給付決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が給付されないことに同意します。
- ⑧給付金(家計急変世帯分)の給付後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

●前回の旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(3万円)の申請者で、世帯員・世帯の収入状況・受取口座情報に変更のない場合は、下記の□にチェック(✓)してください。

☐ 私の世帯は、前回給付金の申請以降、世帯員・世帯の収入状況・受取口座情報に変更はありません。
※世帯員・世帯の収入状況・受取口座情報に変更がない場合は、以下の②～⑥の書類を省略できます。

提出書類

- ①『旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(追加給付分)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ②『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
- ③「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- ④『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ⑤『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ⑥令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』または『令和5年度住民税課税証明書』
※「現住所と令和5年1月1日時点の住所」欄が「異なる」に該当する方全員分をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

***** (これより下は、記入しないでください) *****

事務処理欄	確 認	入 力	特 記 事 項